平成２４年（フ）第１１１０号
福岡市東区松崎３丁目６番33―305号
債務者　松田　侑樹
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１２３号
福岡市南区弥永３丁目17番６号
債務者　今村　由佳（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１６５号
福岡市西区大字玄界島190番地１
債務者　林　　房代
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１８１号
福岡市博多区竹下５丁目23番19―305号
債務者　藤本竜太郎
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１８４号
福岡市東区筥松１丁目20番５号
債務者　伴　眞太郎
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２０号
鹿児島県鹿児島市下伊敷２丁目26番14―51号、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市下伊敷３丁目22番５号　池上方
債務者　寺地　章悟
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２７９４号
大阪市生野区勝山北２丁目５番７号
債務者　吉田　力男
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８１４号
大阪市淀川区東三国６丁目３番43号
債務者　山本　浩司
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９６９号
大阪府寝屋川市葛原２丁目５番８号、申立時の住所大阪府寝屋川市点野５丁目23番６号
債務者　三山　智志
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３００１号
大阪市平野区平野元町８番15―502号
債務者　仮屋美津子
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１９２号
大阪府八尾市南本町３－５―37八尾母子ホーム、住民票記載の住所大阪府羽曳野市羽曳が丘西５丁目５番54号
債務者　野村　繭子
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２８８号
大阪市東淀川区相川３―11―24　北さくら園506号、住民票上の住所岡山県倉敷市茶屋町1718番地　ニューシティパークサイド102号室
債務者　田邉千枝子（旧姓松井）
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３１４号
大阪府高槻市川西町２丁目９番10―605号
債務者　藤原　　一
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３２８号
福岡市早良区高取１－１―13　スリム高取302号、住民票上の住所大阪府寝屋川市堀溝１丁目30番４号
債務者　清水　達也
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４９３号
大阪市東淀川区井高野４丁目４番４―104号
債務者　西山佐代子
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５２６号
大阪府豊中市庄内東町４丁目13番９号
債務者　前川　清子
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５２９号
大阪府吹田市桃山台２丁目６番B29―109号
債務者　若林　浩子
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部